

誓 約 書 (フロン類回収業者)

登録申請者及びその役員は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第1項第1号から第7号抜粋

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(あて先) 岐 阜 市 長